

被保険者（本人）の給付一覧

法定給付 (健康保険法で決められた給付)			付加給付 (当健保組合独自の給付)												
給付の種類	支給要件	給付内容	法定給付に加えて支給												
●病気やけがをしたとき															
療養の給付	保険医療機関に保険証を掲出して、病気やけがの療養を受けたとき	保険適用分の医療費の7割	<p>●一部負担還元金 (自動払い) 自己負担額(同月、レセプト1件^{※3}ごと。高額療養費は除く)から20,000円を控除した額</p>												
保険外併用療養費(自動払い)	保険との併用が認められる保険適用外の療養を受けたとき	<p>●70歳～74歳の場合</p> <p>【一般^{※1}】9割(健康保険組合から8割/公費から1割)</p> <p>【現役並み所得者^{※2}】7割</p>													
療養費(申請による)	立替払いをしたとき														
高額療養費(自動払い)	1件の療養に関して、1か月に同一の医療機関に支払った額が限度額を超えたとき	<p>自己負担限度額を超えた額</p> <p>●自己負担限度額(1ヵ月)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">標準報酬月額</th> <th style="text-align: center;">自己負担限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>83万円以上</td> <td>252,600円+(医療費-842,000円)×1%</td> </tr> <tr> <td>53万～79万円</td> <td>167,400円+(医療費-558,000円)×1%</td> </tr> <tr> <td>28万～50万円</td> <td>80,100円+(医療費-267,000円)×1%</td> </tr> <tr> <td>26万円以下</td> <td>57,600円</td> </tr> </tbody> </table>		標準報酬月額	自己負担限度額	83万円以上	252,600円+(医療費-842,000円)×1%	53万～79万円	167,400円+(医療費-558,000円)×1%	28万～50万円	80,100円+(医療費-267,000円)×1%	26万円以下	57,600円		
標準報酬月額	自己負担限度額														
83万円以上	252,600円+(医療費-842,000円)×1%														
53万～79万円	167,400円+(医療費-558,000円)×1%														
28万～50万円	80,100円+(医療費-267,000円)×1%														
26万円以下	57,600円														
合算高額療養費(自動払い)	同一世帯内で21,000円以上の自己負担が1か月に2件以上あり、その額を合算すると限度額を超えるとき	<p>●直近12ヵ月間に3ヵ月以上高額療養費に該当した場合、4ヵ月目からは自己負担限度額が低額になります。</p> <p>●70歳～74歳の自己負担限度額は異なります。</p>													
高額介護合算療養費(申請による)	1年間に医療と介護にかかった自己負担の合算額が限度額を超えたとき	<p>自己負担限度額を超えた額のうち医療にかかった自己負担の比率に応じた額</p> <p>●自己負担限度額(1年)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">所得区分</th> <th style="text-align: center;">70歳未満がいる世帯</th> <th style="text-align: center;">70歳以上75歳未満がいる世帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>標準報酬月額 83万円以上</td> <td>212万円</td> <td rowspan="2">67万円</td> </tr> <tr> <td>標準報酬月額 53万～79万円</td> <td>141万円</td> </tr> <tr> <td>標準報酬月額 28万～50万円</td> <td>67万円</td> <td rowspan="2">56万円</td> </tr> <tr> <td>標準報酬月額 26万円以下</td> <td>60万円</td> </tr> </tbody> </table>	所得区分	70歳未満がいる世帯	70歳以上75歳未満がいる世帯	標準報酬月額 83万円以上	212万円	67万円	標準報酬月額 53万～79万円	141万円	標準報酬月額 28万～50万円	67万円	56万円	標準報酬月額 26万円以下	60万円
所得区分	70歳未満がいる世帯	70歳以上75歳未満がいる世帯													
標準報酬月額 83万円以上	212万円	67万円													
標準報酬月額 53万～79万円	141万円														
標準報酬月額 28万～50万円	67万円	56万円													
標準報酬月額 26万円以下	60万円														
訪問看護療養費(自動払い)	訪問看護を受けたとき	<p>看護費用の7割</p> <p>●70～74歳の給付割合は療養の給付と同様です。</p>													
入院時食事療養費(自動払い)	入院して医療機関から食事の提供を受けたとき	<p>1日3食を限度に1食360円を超えた額</p> <p>●市町村民税非課税者には負担軽減措置があります。</p>													
入院時生活療養費(自動払い)	65歳以上の人が療養病床に入院したとき	<p>食費として1日3食を限度に1食あたり460円を超えた額、居住費として1日370円を超えた額</p> <p>●市町村民税非課税者には負担軽減措置があります。</p>													
移送費(申請による)	歩行が困難な状態で転院などをするとき	健康保険組合が算定する基準額の範囲内の実費													
●病気やけがで働けないとき															
傷病手当金(申請による)	療養のために休職し、給料を受けられないとき	<p>休業1日につき直近12ヵ月間の標準報酬月額平均額÷30の3分の2相当額</p> <p>●支給期間：支給開始日から1年6ヵ月間</p>													
●出産をしたとき															
出産手当金(申請による)	出産のために休業し、給料を受けられないとき	<p>休業1日につき直近12ヵ月間の標準報酬月額平均額÷30の3分の2相当額</p> <p>●支給期間：出産の日以前42日(双子以上の場合は98日。出産予定日が遅れた場合はその期間も支給)、出産の日後56日間</p>	<p>●出産育児一時金付加金 (申請による) 1児につき26,000円</p>												
出産育児一時金(申請による)	出産をしたとき	<p>1児につき420,000円</p> <p>●産科医療補償制度に未加入の分娩機関で出産したときは404,000円になります。</p>													
●死亡したとき															
埋葬料(申請による)	死亡したとき	<p>一律50,000円</p> <p>●埋葬料を受け取る人がいない場合は、埋葬を行った人に埋葬料の範囲内の実費を支給</p>	<p>●埋葬料付加金 (申請による)一律20,000円</p>												

被扶養者（家族）の給付一覧

法定給付 (健康保険法で決められた給付)			付加給付 (当健保組合独自の給付)												
給付の種類	支給要件	給付内容	法定給付に加えて支給												
●病気やけがをしたとき															
療養の給付	保険医療機関に保険証を掲出して、病気やけがの療養を受けたとき	保険適用分の医療費の7割	<p>●家族療養費付加金 (中学校卒業までは申請による。それ以外は自動払い) 自己負担額(同月、レセプト1件^{※3}ごと。家族高額療養費は除く)から20,000円を控除した額。算出額が100円未満の場合は不支給</p> <p>●家族訪問看護療養費付加金 (自動払い) 同月の自己負担額(家族高額療養費は除く)から20,000円を控除した額。算出額が100円未満の場合は不支給</p> <p>●家族出産育児一時金付加金 (申請による) 1児につき16,000円</p> <p>●家族埋葬料付加金 (申請による) 一律10,000円</p>												
保険外併用療養費 (自動払い)	保険との併用が認められる保険適用外の療養を受けたとき	●小学校入学前の場合…8割 ●70歳～74歳の場合 【一般 ^{※1} 】9割(健康保険組合から8割/公費から1割) 【現役並み所得者 ^{※2} 】7割													
家族療養費 (申請による)	立替払いをしたとき														
高額療養費 (自動払い)	1件の療養に関して、1ヵ月に同一の医療機関に支払った額が限度額を超えたとき	自己負担限度額を超えた額 ●自己負担限度額(1ヵ月) <table border="1" style="font-size: small; width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">標準報酬月額</th> <th style="text-align: center;">自己負担限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>83万円以上</td> <td>252,600円+(医療費-842,000円)×1%</td> </tr> <tr> <td>53万～79万円</td> <td>167,400円+(医療費-558,000円)×1%</td> </tr> <tr> <td>28万～50万円</td> <td>80,100円+(医療費-267,000円)×1%</td> </tr> <tr> <td>26万円以下</td> <td>57,600円</td> </tr> </tbody> </table>		標準報酬月額	自己負担限度額	83万円以上	252,600円+(医療費-842,000円)×1%	53万～79万円	167,400円+(医療費-558,000円)×1%	28万～50万円	80,100円+(医療費-267,000円)×1%	26万円以下	57,600円		
標準報酬月額	自己負担限度額														
83万円以上	252,600円+(医療費-842,000円)×1%														
53万～79万円	167,400円+(医療費-558,000円)×1%														
28万～50万円	80,100円+(医療費-267,000円)×1%														
26万円以下	57,600円														
合算高額療養費 (自動払い)	同一世帯内で21,000円以上の自己負担が1ヵ月に2件以上あり、その額を合算すると限度額を超えるとき	●直近12ヵ月間に3ヵ月以上高額療養費に該当した場合、4ヵ月目からは自己負担限度額が低額になります。 ●70歳～74歳の自己負担限度額は異なります。													
高額介護合算療養費 (申請による)	1年間に医療と介護にかかった自己負担の合算額が限度額を超えたとき	自己負担限度額を超えた額のうち医療にかかった自己負担の比率に応じた額 ●自己負担限度額(1年) <table border="1" style="font-size: small; width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">所得区分</th> <th style="text-align: center;">70歳未満が いる世帯</th> <th style="text-align: center;">70歳以上75歳未満 がいる世帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>標準報酬月額 83万円以上</td> <td>212万円</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">67万円</td> </tr> <tr> <td>標準報酬月額 53万～79万円</td> <td>141万円</td> </tr> <tr> <td>標準報酬月額 28万～50万円</td> <td>67万円</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">56万円</td> </tr> <tr> <td>標準報酬月額 26万円以下</td> <td>60万円</td> </tr> </tbody> </table>	所得区分	70歳未満が いる世帯	70歳以上75歳未満 がいる世帯	標準報酬月額 83万円以上	212万円	67万円	標準報酬月額 53万～79万円	141万円	標準報酬月額 28万～50万円	67万円	56万円	標準報酬月額 26万円以下	60万円
所得区分	70歳未満が いる世帯	70歳以上75歳未満 がいる世帯													
標準報酬月額 83万円以上	212万円	67万円													
標準報酬月額 53万～79万円	141万円														
標準報酬月額 28万～50万円	67万円	56万円													
標準報酬月額 26万円以下	60万円														
家族訪問看護療養費 (自動払い)	訪問看護を受けたとき	看護費用の7割 ●小学校入学前・70～74歳の給付割合は家族療養費と同様です。													
入院時食事療養費 (自動払い)	入院して医療機関から食事の提供を受けたとき	1日3食を限度に1食360円を超えた額 ●市町村民税非課税者には負担軽減措置があります。													
入院時生活療養費 (自動払い)	65歳以上の人が療養病床に入院したとき	食費として1日3食を限度に1食あたり460円を超えた額、居住費として1日370円を超えた額 ●市町村民税非課税者には負担軽減措置があります。													
家族移送費 (申請による)	歩行が困難な状態で転院などをするとき	健康保険組合が算定する基準額の範囲内の実費													
●出産をしたとき															
家族出産育児一時金 (申請による)	被扶養者が 出産をしたとき	1児につき420,000円 ●産科医療補償制度に未加入の分娩機関で出産したときは404,000円になります。													
●死亡したとき															
家族埋葬料 (申請による)	被扶養者が死亡したとき	一律50,000円													

※1 70～74歳の高齢者の自己負担は法改正により、平成20年4月から1割から2割に引き上げられる予定でしたが、その実施は凍結され、負担増にあたる分は国庫でまかなわれています。

※2 現役並み所得者…70～74歳で標準報酬月額280,000円以上の方が該当します。

※3 レセプト1件…医療機関・薬局での受診・調剤において、●患者1人別に、●医科・歯科・調剤(院外処方)別に、●1ヵ月(1日から月末)ごとに、●通院・入院別に、診療科が複数ある場合の入院は医科・歯科別に、作成されるレセプト単位のことです。
(注) 医療機関で受診し、院外処方の場合は、同内容の診療分であったとしても医療機関(診療科)ごと、調剤薬局ごとに別々に控除して算定します。
(注) 付加給付算定の控除基準はレセプト1件につき3,000円です。レセプト2件の場合の付加給付の控除は60,000円になります。
(注) 他の法令の規定により、国または地方公共団体の負担で療養費の支給または療養があったときは、その額を上記により算出した額から控除します。